

議案第16号 小松島市社会福祉憲章条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、文言等につき所要の改正を行うもの。

小松島市社会福祉憲章条例(昭和46年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(社会福祉の基本理念)</p> <p>第3条 社会的，経済的又は心身の状態により，援護，育成，更生等の措置を要する立場にある市民は，その独立心を損うことなく正常な社会人としての生活ができるよう<u>護らなければならない</u>。</p>	<p>(社会福祉の基本理念)</p> <p>第3条 社会的，経済的又は心身の状態により，援護，育成，更生等の措置を要する立場にある市民は，その独立心を損うことなく正常な社会人としての生活ができるよう<u>護られなければならない</u>。</p>	改正
<p>(給付)</p> <p>第11条 前条第1号の規定に基づく給付は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 交通事故により親を失なった ____児童の奨学と保育のための手当の支給</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(給付)</p> <p>第11条 前条第1号の規定に基づく給付は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 交通事故により親が死亡し，又は重度心身障害の状態とな<u>った</u>児童の奨学と保育のための手当の支給</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	改正
<p>(5) 老人，身体障害者，知的障害者(児)_____の生きがいを高め，福祉の向上を図るためのバス無料優待証及び利用券の交付</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(5) 老人，身体障害者，知的障害者(児)<u>及び精神障害者</u>の生きがいを高め，福祉の向上を図るためのバス無料優待証及び利用券の交付</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	追加